

平面駐車場内の安全対策に関する検討委員会

1. 目的

これまで、駐車場の安全面については、駐車場法及び建築基準法に基づき、路外駐車場について技術基準の適用、建築物である駐車場について建築基準法の適用により安全性の確保を図ってきたところである。

この安全性の確保については、駐車場内の設備についての安全基準が存在していなかつたところ、平成22年に駐車場内の設備（精算機の上屋根）が原因となる死亡事故が発生した。このような事故の再発を防止するため、駐車場内の設備の安全性を確保することが必要となっている。

駐車場内の設備は、駐車場法の適用の有無、建築物である駐車場か否かに関わらず設置されるものであるが、今般の事故が平面の駐車場において発生したこと、また同様の設備は平面駐車場に多く設置されていることを踏まえ、平面駐車場を念頭に検討を行うこととし、この度、「平面駐車場内の安全対策に関する検討委員会」を設置することとした。

「平面駐車場内の安全対策に関する検討委員会」では、平面駐車場内の標準的な設備である①精算機及び付帯設備（雨除け等）②ゲート・フランプ板③照明設備、防犯カメラ④フェンス、管理棟⑤P看板⑥案内看板の6分野を検討項目案とし、諸設備の安全性の見直しを行い利用者が安全で安心して駐車場を利用できるための検討を行うこととする。また、検討結果は、一般社団法人日本パーキングビジネス協会に対し提言を行うこととする。

なお、同協会では提言を受け、協会としての安全対策の取組方針を決定するとともに、決定された取組方針については、会員及び駐車場関連団体等に対して講習会、研修会等を通じ広く教育・啓蒙を行うことにより相互の情報を共有化し、駐車場業界の地位の向上と社会貢献に寄与することとする。

2. 検討方法

「平面駐車場内の安全対策に関する検討委員会」を設置し、下記内容等について検討を行うものである。

なお、委員会は「検討委員会」と「ワーキング委員会」を分離して開催し、「ワーキング委員会」は「検討委員会」の指示に従い検討状況をその都度報告する。

3. 検討委員会等の概要

(1) 検討委員会の構成

- ①学識関係者
- ②管理運営会社
- ③オブザーバー

(2) ワーキング委員会の構成

- ①管理運営会社
- ②設備機器メーカー及び看板製作会社
- ③メンテナンス会社

4. 検討項目

(1) 設備機器の「安全対策」を検討する

(2) 項目は、次の6分野とする

- ①精算機及び付帯設備（雨除け等）
- ②ゲート・フランプ板
- ③照明設備、防犯カメラ
- ④フェンス、管理棟
- ⑤P看板
- ⑥案内看板